

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（1）
2. 日時：令和2年2月28日（金）10時00分～12時45分
3. 場所：原子力規制庁9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

 实用炉審査部門

 義崎管理官補佐、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、角谷安全審査官、
 照井安全審査官、桐原調整係長

 専門検査部門

 小坂企画調査官、尾崎検査技術専門職

事業者：

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 副主管

東北電力株式会社 原子力品質保証室 兼 原子力部（品質保証担当） 課長

東京電力ホールディングス株式会社 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他2名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 品質保証グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力品質保証チーム統括（課長） 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ マネジャー 他6名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力品質保証グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 品質保証グループ 副長 他1名

日本原子力発電株式会社 安全室 品質保証グループ 副長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 担当 他1名

日本原燃株式会社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第11号（以下「設置許可本文11号」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第11号（以下「設置許可添付11」という。）及び令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、同日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 設置許可本文11号記載案については、申請書として記載した場合の他の項目との平仄を考慮して適正化すること。また、許可と保安規定で品質マネジメントシステム計画が指す内容が異なることから、記載を適正化すること。
 - 設置許可本文11号記載案において「原子力部門」等としている箇所について、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品管規則」という。）の条文ごとに対象としている組織の規模が異なることから、品管規則各条の要求内容に応じた組織の規模となるよう記載を適正化すること。
 - 東京電力ホールディングス株式会社の保安規定変更認可申請書について、健全な安全文化の育成及び維持に当たり目指すべき、品管規則の解釈が示す8つの指標と同社における社内指標との関係性を説明すること。

(3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし